

酒気帯びデッチ上げ報復処分の無効と名誉回復を求めて 報復処分撤回裁判第2回口頭弁論！



10月5日、報復処分撤回裁判口頭弁論が東京地方裁判所で、組合員・OB約80名が参加する中、行われました。今回の口頭弁論では、組合側代理人から「会社側の証拠は後日作成されたものであり、疑義が大いにある」ことを主張しました。あらためて、東二運分会齊藤書記長への酒気帯びは、デッチ上げであり、減給処分は無効であることを強く主張しました。裁判終了後、直ちに弁護士会館に場所を移し、新幹線地本土川業務部長の司会で報告集会を開催しました。成田委員長から「第2回口頭弁論に多くの参加者が結集した。このことが闘う意志の現れである。しかし、反動に対しては、みんなで跳ね返していこう」と挨拶がされ、本部淵上委員長から、組織拡大のうれしい報告を受け、会場から大きな拍手がわき起こりました。鉄道ファミリー石川営業部長の挨拶後、長島弁護士より今後の裁判進行の報告を受け、この間、組織全体で取り組んだ、報復処分撤回裁判へのカンパを東二運分会へ新幹線各分会はじめ、各地方本部の代表者から手渡されました。裁判プロジェクトからの御礼と決意、そして、齊藤書記長本人から力強い決意表明がされました。参加者は報復処分を許さず裁判勝利に向け、警戒心を持ちつつ、職場での闘いを強化し、組織拡大を実現するために組織一丸となって闘うことを意思統一しました。

報復処分撤回裁判に
多額のカンパ届く！



次回、第3回口頭弁論は12月14日(水) 10時30分より、東京地裁527号法廷で行われます。多くの組合員の結集をお願いします。